

船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第210号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年7月11日（土） 14時25分ごろ	
発生場所	明石海峡 兵庫県垂水漁港沖	
事故等調査の経過	平成21年7月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ GTX 4TEC、0.2トン 260-44366兵庫、個人所有 B 水上オートバイ WAKE こうちゃん、0.2トン 260-44365大阪、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	A 負傷1人（船長） B なし	
損傷	A 不詳 B 不詳	
事故等の経過	両船は、14時15分ごろ遊走を始めた。 A船は、船長Aが1人で乗り組み、B船は、船長Bが1人で乗り組み、接近して遊走中、平成21年7月11日14時25分ごろ、垂水漁港沖において、前路の浮流物（ゴミ）を避けようとして右転したA船の右舷船尾とB船の船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：うねり なし、波高 ほとんどなし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、垂水漁港沖において遊走中、後方の適切な見張りを行わずに右転した可能性があると考えられる。 B船は、遊走中にA船と適切な距離を保たなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、垂水漁港沖において、A船及びB船が、接近して遊走中、A船が後方の適切な見張りを行わずに右転し、また、B船がA船と適切な距離を保たなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	